

平成24年8月17日
(局長:宮島守男)

川下り船・遊覧船等の安全対策に関する行政評価・監視 〈調査結果に基づく改善通知〉

関東管区行政評価局は、地域の住民生活に密着した行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るため、行政評価・監視を実施しています。

今回、川下り船・遊覧船等の安全確保を図る観点から、船舶事業者の安全対策への取組や救命、消防設備の整備状況について平成24年4月から調査を実施し、その結果を取りまとめ、関東運輸局及び北陸信越運輸局に必要な改善措置について通知することとしましたので、公表します。

〈本件照会先〉
総務省関東管区行政評価局
第二部第3評価監視官 奥山
電話：048-600-2333
FAX：048-600-2338

調査の概要

調査の背景等

- 昨年の天竜川川下り船の転覆による死傷事故の発生を受け、国土交通省は、全国の川下り船事業者に対し、救命胴衣の着用徹底等を指導
- 船舶には、船舶安全法等により、救命設備、消防設備等の備付けが義務付け
- 平成18年の海上運送法の改正を受けて、遊覧船等事業者においては、船舶の安全な運航を確保するために、安全管理規程の作成、届出等、安全対策の充実が必要
- 平成18年度に関東管区行政評価局、千葉行政評価事務所及び神奈川行政評価事務所が、屋形船を中心として、「小型船舶等の安全対策に関する調査」を実施し、救命設備等の的確な維持管理を指導する必要などの改善事項を指摘
- 今回、国民に身近な川下り船・遊覧船等の安全確保を図る観点から、事業者の安全管理規程等の整備状況、救命、消防設備等の整備状況等を調査

【調査対象機関】関東運輸局、北陸信越運輸局、第三管区海上保安本部

【関連調査等対象機関】日本小型船舶検査機構、事業者等

【調査時期】平成24年4月～7月

主要調査項目と改善通知事項の要旨

1 川下り船事業者に対する指導監督状況

- 小型船舶用救命浮環を備え付けていないなど、2事業者が救命設備の維持管理が不適切
⇒ 運輸局は、今後も安全な運航管理や救命設備の適切な維持管理等について訪船指導を継続して行うこと

2 遊覧船等事業者における安全対策への取組等

- 非常時に直ちに救命設備が使用できない、消火器が設置場所から取り外せず使用できないなど、遊覧船等事業者の約半数（6事業者）、遊覧船等の約4割（6隻）において救命設備、消防設備の維持管理が不適切
⇒ 運輸局は、救命設備及び消防設備の維持管理状況を確認するとともに、事業者に対し、これらの的確な維持管理を指導すること
- 安全管理規程に救命胴衣の着用に関する規定が設けられていない、安全方針等を設定していないなど、全ての遊覧船等事業者（13事業者）において安全管理規程の内容が不適切、又は安全管理規程が遵守されていない
⇒ 運輸局は、事業者に対し、安全管理規程等の内容の整備、規程内容の的確な遵守を指導すること
⇒ 運輸局は、事業者から安全管理規程の新規又は変更届出があった際には、規程内容について十分な確認を行うこと

【通知日】平成24年8月17日

【通知先】関東運輸局及び北陸信越運輸局

1 川下り船事業者に対する指導監督状況

制度の概要等

【天竜川川下り船の転覆事故後における運輸局の指導監督の概要等】

- 川下り船事業者は、海上運送法に基づく指導監督の対象外
- 天竜川川下り船の転覆事故を受け、全国の川下り船に対し指導を実施
- 平成24年度は、小型船舶安全キャンペーンに合わせて川下り船事業者に対する訪船指導を実施

【救命設備及び消防設備の検査及び維持管理】

- 船舶の救命設備、消防設備について、船舶安全法等に定める技術基準に適合することが必要
- 原則、総トン数20トン以上の船舶は運輸局、20トン未満の小型船舶は日本小型船舶検査機構がそれぞれ検査
- 救命設備、消防設備いずれも、良好な状態を保ち、かつ直ちに使用できることが必要

調査結果

《関東管区行政評価局管内全事業者(6事業者12隻)を調査》

- 海上運送法の適用除外であることもあり、天竜川川下り船転覆事故以前に運輸局の指導を一度も受けていない
……………2事業者

【救命設備の維持管理が不適切】

- 小型船舶用救命浮環を備え付けていない……………1事業者
- 救命胴衣に船名等を表示していない……………1事業者

改善通知事項の要旨

関東運輸局及び北陸信越運輸局は、川下り船事業者に対し、今後も、安全な運航管理や救命設備の適切な維持管理等について訪船指導を継続して行うことが必要

2 遊覧船等事業者における安全対策への取組等

(1) 運輸局による指導監督状況

【遊覧船等事業者】

- 河川、湖沼及び港湾内で周遊等を行う遊覧船等事業者(関東管区行政評価局管内176事業者)は海上運送法に基づく措置を講ずることが必要

【事故及びインシデント※の報告】

- 遊覧船等事業者は、輸送の安全を確保するため遵守すべき事項を定めた安全管理規程の作成、運輸局への届出が必要
- 安全管理規程には、事故の報告及びインシデントの報告を運輸局に行うことを規定

※「旅客の死亡、負傷などの人身事故、重大な機関故障などの海難事故及び航路の障害などの運行の阻害といった重大事故に至るおそれの大きかった事態」をいう

【運輸局の指導監督】

- 旅客輸送の安全に万全を期し、事故を未然に防ぐことを目的に毎年度、夏季及び年末年始の2回、安全総点検(事業者自主点検を要請し、運輸局が事業者を抽出し、立入検査)
- その他、安全統括管理者等を対象とした研修会等を実施

調査結果

《遊覧船等事業者(13事業者)を調査、12事業者が不適切》

【インシデント報告の必要性の認識が不十分】

- 現在まで、関東運輸局及び北陸信越運輸局には事業者からのインシデント報告件数が全くない
- 事業者の中には、インシデント報告について、事故が発生しなければ報告義務も発生しないと認識しているものや、インシデントの意味を承知していないものが存在

【事業者への指導が不十分】

- 総点検時に指摘されているにもかかわらず、i)安全教育・訓練が実施されていない、ii)旅客の遵守事項の掲示がないなど改善されていない……………2事業者
- 総点検時には指摘されていないが、安全管理規程に、i)救命胴衣の着用に関する規定がない、ii)軽微な人身事故等を報告する規定がないなど改善が必要……………12事業者

改善通知事項の要旨

関東運輸局及び北陸信越運輸局は、次の措置を講ずることが必要

- ① どのようなものがインシデント報告に相当するか、事業者に例示を示すこと
- ② 総点検及び安全統括管理者研修会等の機会を捉えて、インシデント報告の必要性について、事業者に対し一層周知を図ること
- ③ 当局の調査により新たに指摘された事項について、当該事業者を指導すること
- ④ 総点検の立入検査における指摘事項については、例えば点検表に事後確認欄を設けるなどして改善状況の確認を徹底すること

(2)安全管理規程の整備及び安全対策の取組状況

【安全管理規程】

- 安全管理規程は、経営トップ自らが輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、全社的に輸送の安全の確保に関し取り組むべき事項を規定しており、営業所や船舶への備付けが必要

【安全管理規程の内容】

- 国土交通省は、事業者の規模に応じ「安全管理規程(例)」と同規程の細則を作成、例示し、運輸局は遊覧船等事業者に対し、これらに準拠した安全管理規程等の作成を指導

調査結果

《遊覧船等事業者(13事業者)を調査、全ての事業者が不適切》

【安全管理規程の備付けが不適切】

- 安全管理規程を備え付けていない……………2事業者

【安全管理規程の内容が不適切】

- 救命胴衣の着用、航路上で船長が通過時刻、天候等を運航管理者に連絡すべき地点等に関する規定がない…6事業者

【安全管理規程が遵守されていない】

- 安全方針、安全重点施策を設定していない……4事業者
- 安全教育及び事故処理訓練を毎年実施していない又は実施したが内容を記録していない……………4事業者
- 飲酒制限のアルコール濃度基準数値を明示しているが、アルコール検知器を配備しておらず対応できていない……………10事業者
- 「官公署及び医療機関連絡表」の表示が古い…4事業者

改善通知事項の要旨

関東運輸局及び北陸信越運輸局は、今後も、次の措置を講ずることが必要

- ① 事業者に対し、総点検及び安全統括管理者研修会等の機会を捉えて、次の措置を講ずるよう指導すること
 - i 救命胴衣の着用に関する規定及び運航基準に定められた地点を設けるなど、安全管理規程等の規定の内容について整備すること
 - ii 安全方針等を設定する、アルコール検知器を配備する及び安全教育訓練を実施するなど、安全管理規程等に定めた各規定を的確に遵守すること
 - iii 最新の「官公署及び医療機関連絡表」を営業所及び船舶内に掲示すること
- ② 事業者から安全管理規程の新規の届出又は変更の届出があった際には、規程内容について十分な確認を行うこと

(3) 救命設備及び消防設備の維持管理状況

【救命設備及び消防設備の検査】(再掲)

- 船舶の救命設備、消防設備については、船舶安全法等に定める技術基準に適合することが必要
- 原則、総トン数20トン以上の船舶は運輸局、20トン未満の小型船舶は日本小型船舶検査機構が検査

【運輸局の指導監督】

- 安全総点検において、遊覧船等事業者への立入検査を実施し、船舶(20トン未満も含む)の救命設備及び消防設備の検査を実施

【救命設備及び消防設備の維持管理】(再掲)

- 救命設備、消防設備いずれも、良好な状態を保ち、かつ直ちに使用できることが必要

調査結果

《遊覧船等事業者13事業者(17隻)を調査、6事業者(6隻)が不適切—事業者の約半数、遊覧船等の約4割—》

【救命設備、消防設備の維持管理が不適切】(1隻重複)

- 航行中、救命胴衣格納場所が開錠されていないなど、非常時に直ちに救命設備が使用できないおそれがある・・・4隻
- 救命設備への表示が不適切・・・・・・・・・・・・・1隻
- 使用期限を超えた消火器(事業者が自主的に備え付けたもの)がある・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1隻
- 消火器が設置場所から取り外せず使用できない・・・・・・1隻

改善通知事項の要旨

関東運輸局及び北陸信越運輸局は、今後も、旅客の安全を確保する観点から、総点検における立入検査の際に、救命設備及び消防設備の維持管理状況を確認するとともに、安全統括管理者研修会等に際して、事業者に対し、これらの的確な維持管理を行うよう指導することが必要

(4) 利用者への周知事項の 周知の励行状況

【利用者への周知事項の周知】

- 海上運送法に基づき、運賃及び料金並びに運送約款を記載した書面を営業所及び発着所に見やすいように掲示し、かつ、当該航路に就航する船舶に備え付け、要求により何人でも閲覧できるようにしておくことが必要
- 安全管理規程では、発着所及び船舶に旅客の遵守事項を掲示することを規定

調査結果

《遊覧船等事業者(13事業者)を調査、11事業者が不適切》

【運賃表、運送約款及び旅客の遵守事項の備付等が不適切】

- 運賃表が営業所及び発着所に備え付けられていない
.....1事業者
- 運賃表が船舶に備え付けられていない.....4事業者
- 発着所に掲示している運賃表の小児の範囲が運送約款と異なっている.....3事業者
- 標準運送約款を備え付けていない.....3事業者
- 改定前の標準運送約款を備え付けている.....6事業者

- 旅客の遵守事項を掲示していない.....2事業者

改善通知事項の要旨

関東運輸局及び北陸信越運輸局は、今後も、旅客サービスの向上を図る観点から、事業者に対し、総点検及び安全統括管理者研修会等の機会を捉えて、次の措置を講ずるよう指導することが必要

- ① 発着所等への旅客の遵守事項の掲示及び運賃・料金表の船舶での備付けを適切に行うこと
- ② 運送約款と異なる小児の範囲を掲示している事業者は、事業の実態に合わせ、運送約款又は掲示内容の修正を行うこと
- ③ 営業所及び船舶に運送約款を備え付け、また、標準運送約款を使用する事業者は、最新の標準運送約款を把握し、営業所等に備え付けること

3 前回調査時における指摘事項の改善状況

前回調査の概要

関東管区行政評価局、千葉行政評価事務所及び神奈川行政評価事務所が平成19年2月2日に、屋形船事業者及び遊漁船事業者を対象に「小型船舶等の安全対策に関する調査」を実施し、関東運輸局に対し、救命設備及び消防設備の的確な維持管理を行うよう事業者に指導することなどを内容とした改善事項を通知

調査結果

《前回調査対象とした76事業者のうち3事業者を調査、うち2事業者で指摘事項の改善が進んでいない》

【安全管理規程の整備及び安全対策の取組が不適切】

- 営業所及び船舶に安全管理規程を備えていない
.....1事業者
- 航路上で船長が通過時刻等を運航管理者に連絡すべき地点等に関する規定を設けていない.....1事業者
- 安全教育、事故処理訓練の内容を記録していない
.....2事業者
- 発航前点検記録簿による点検記録を作成していない
.....1事業者

【利用者への周知事項の周知が不適切】

- 改定前の古い標準運送約款を備えている...1事業者

改善通知事項の要旨

関東運輸局は、総点検実施時等における是正指導によっても長期にわたって改善が図られていない i) 安全教育及び事故処理訓練の記録などの安全管理規程の遵守、ii) 最新の標準運送約款の備付けなどの事項について、的確に把握するとともに、事業者に対し、重点的に改善指導を行うなどの措置を講ずることが必要